

## ○いじめ防止対策推進法（抄）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 2－3 省 略

## ○執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関                               | 担 任 事 務                                                                                 |
|--------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 省 略          | 省 略                                | 省 略                                                                                     |
| 市長及び教育委員会    | 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 | 児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。） |